

事業ごみ等処分手数料の見直しについて

1 事業ごみの処分に係る基本的事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条

(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月環境省）

(地方公共団体の役割)

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

(3) 一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月環境省）

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

2 本市の事業ごみの処理状況（平成 26 年度）

事業ごみ処理費用 31.8 億円	}	手数料	14.4 億円 (45.3%)
		市負担 (税等)	17.4 億円 (54.7%)

- 事業ごみ 14 万トンの処理に年間約 32 億円を要し、うち約 45%が排出者による負担、約 55%が市税等による市の負担となっている。
- 1 トン当たりごみ処理費用は 22,979 円/トン (2,298 円/100kg) であり、負担割合は約 44% (1,000 円÷2,298 円=43.5%) となっている。

3 政令市の事業ごみ処分の状況

- 各政令市の事業ごみ等処分手数料の金額は、100 キログラム当たり 800 円から 2,916 円となっており、平均では 1,514 円である。
- 手数料設定時の考え方について、処分原価を考慮して設定している都市が多く、処分原価に対する手数料の割合は、平均では 76.8%である。
- 各政令市の状況は別紙のとおり。

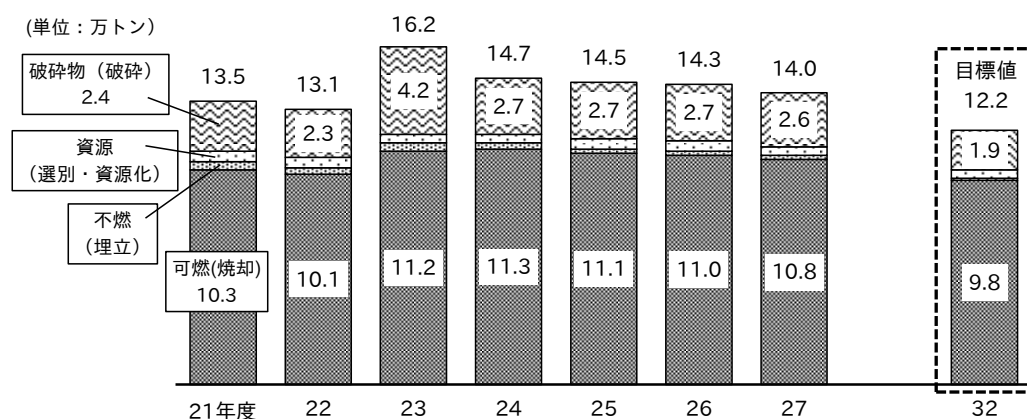
4 手数料のあり方検討の視点

(1) 費用負担の適正化

- 平成 12 年に改定した際には、他都市の状況を踏まえ、事業ごみ処理費用に対する負担割合を概ね 50%として手数料額を設定したところ。
- 改定から約 15 年が経過し、法や国通知にもあるとおり、事業ごみ処理費用に相当する料金を負担いただくことが望ましく、費用負担の適正化を図る必要がある。

(2) 事業ごみの減量・リサイクル推進

- 一般廃棄物処理基本計画では、ごみ総量 36 万トン以下を平成 32 年度の目標としている。このうち、事業ごみについては、12.2 万トン以下（平成 27 年度比約 1.8 万トン減）としており、減量・リサイクルの取り組みを強化する必要がある。
- 事業系可燃ごみの約 2 割は、分別すればリサイクルできる紙類であり、一層の分別行動の定着を図る必要がある。



5 改定額の算定手法

- 本年実施した本市における手数料全般の見直しにおいては、受益者負担の考えから下記方針に基づき見直しを行ったところであり、事業ごみ等処分手数料の見直しにおいても、この考え方に則り算定する。

(改定方針)
 費用の全額を受益者の負担によりまかなうことを原則としつつ、他の自治体の金額を考慮の上、設定する。

(改定額の算定方法)
 改定後の手数料額は、1 件当たりの処理経費を基本とするが、他政令市平均及び宮城県の手数料額のいずれもこれを下回る場合は、両者のうち高い方の額とすることを原則とする。

- 算定結果は、100 キログラム当たり処理経費 2,298 円、他政令市平均手数料額 1,514 円であり、1,514 円とした場合、処理費用に対する負担割合は約 66% (1,514 円÷2,298 円=65.9%) となる。
- 他政令市の手数料設定の考え方や負担率について、処分原価の 2/3 (66%) 以上とする市が多く、算定結果は妥当な水準と考える。
- 個人事業者や市民が搬入する自己搬入についても、従前の取り扱いと同様に、改定後の手数料額を適用する。

6 手数料改定案

(1) 手数料水準

現行	改定案
100kg 又はその端数ごと 1,000 円	100kg まで 1,500 円 100kg 超 10kg 又はその端数ごと 150 円

(2) 改定時期

ごみを排出する事業者と、収集する許可業者の双方に対して十分な周知広報期間及び準備期間を設けるため、平成 30 年 4 月とする。

(3) 定期的な見直し

一般廃棄物処理基本計画については、5 年ごとに見直しを行うこととしており、その時期を捉え、計画の見直し内容を踏まえた定期的な検証を行う。

7 手数料負担の軽減の取り組み

事業ごみ(可燃ごみ)のうち約 22%が分別すればリサイクルできる紙類であり、事業者が減量やリサイクルに取り組みやすい環境づくりを進め、手数料改定による負担の軽減につなげる。

○ 手数料単位の変更(再掲)

100 キログラムを超える重量については、計量単位を 10 キログラム単位に変更

○ 無料で搬入できる事業系紙類回収庫の増設

現行：環境事業所 4 か所に設置 ⇒ 民間事業者の協力を得て設置場所を拡大

○ 商店街等における共同紙類回収庫設置の支援

○ 減量したごみ量での排出につながるよう、事業ごみ収集袋について、現行サイズよりも小さい袋の製造・販売を収集運搬許可業者に要請

○ 焼却工場における搬入車両展開検査を強化するとともに、指導啓発専門チームを設置し、事業者それぞれの排出状況を踏まえた減量・リサイクルの個別訪問による指導啓発の実施

展開検査：現行年 6 日程度 ⇒ 検査実施日数の拡大

○ 中小事業者への出前講座の充実

8 事業者への説明

本市の事業ごみの現状や手数料改定の考え方、減量・リサイクルによる負担軽減の取り組み等について、商工団体等に対して説明を行う。

○ 商工会議所、商工会、商店街振興組合等への説明

○ 本市主催の各種研修会における説明

【開催日程等(予定)】

11 月 24 日 産業廃棄物セミナー

11 月 29 日 大規模建築物所有者・多量排出事業者研修会

○ 広く事業者等を対象とした説明会を開催(12 月上旬予定)